

令和6年6月補正予算（追加）の概要

＝ 総務部 財政課 ＝

■ 編成方針

1. 市長公約である「ひとづくり」「地域づくり」を推進する事業

子育て世帯の家計への負担軽減のため、幼稚園・保育園・こども園に在籍する3歳以上の児童の給食費を無償化するほか、児童、生徒の学習環境の向上を図るため、小中学校の特別教室にエアコンを設置するための設計を行います。

また、令和8年に築城から500年を迎える苗木城跡の魅力を高め、さらなる誘客と周遊につなげるために、苗木城跡周辺散策道整備に向けた設計を実施します。

計 6,246 万 6 千円

2. 緊急対応が必要な事業

奨学資金貸付において選奨生の増加に対応するため予算を増額するほか、中津川浄化管理センターの脱水機を修繕するなど緊急対応が必要な事業を実施します。

計 1,856 万 5 千円

■ 補正の規模 8,103 万 1 千円

- 一般会計・・・・・・・・・・・・・・・・・・6,778 万 7 千円
- 企業会計
 - 下水道事業会計・・・・・・・・・・1,324 万 4 千円

■ 補正の主な内容

1. 市長公約である「ひとづくり」「地域づくり」を推進する事業

☆ 【新規】幼稚園・保育園・こども園の3歳以上児の給食費を無償化

①（学校給食実費徴収金）	△2,469 千円
②（保育園副食費実費徴収金）	△31,500 千円
③（法人保育所事業）	20,160 千円
④（私立幼稚園助成事業）	21,312 千円
⑤（学校給食管理事業）	94 千円

幼児期の子どもを育てている比較的若い保護者の経済的負担を軽減するため、認可を受けた市内の全幼稚園・保育園・こども園に在籍する3歳以上の児童に対する給食費※を無償にします。

※主食は今までどおり持参または園に支払いとなります。

- 令和6年4月分から遡って無償化を実施します。
- 公立の幼稚園・保育園・こども園については、市は副食費を徴収しないこととします。
＝①、②
- 私立の幼稚園・保育園・こども園については、運営事業者に対して副食費相当額（園児一人あたり上限4,800円/月）を補助することで無償化を実施します。
＝③、④
- 食物アレルギー等により給食の提供を受けない園児の保護者に対しては、無償化相当額を補助します。（特例給食費補助金）＝⑤

<支援の形態と予算執行の対応関係>

	公立	私立
幼稚園	①副食費（実費徴収金）の不徴収 ⇒歳入の減少…2,469 千円 ⑤特例給食費補助金の交付 ⇒歳出の増加…94 千円	④運営事業者へ副食費相当を補助 ⇒歳出の増加…21,312 千円
保育園 こども園	②副食費（実費徴収金）の不徴収 ⇒歳入の減少…31,500 千円	③運営事業者へ副食費相当を補助 ⇒歳出の増加…20,160 千円

<今回の無償化による市の支援総額>

補正の内容	補正額（支援額）
歳入の減額（①＋②）	33,969 千円
歳出の増額（③＋④＋⑤）	41,566 千円
合 計	75,535 千円

◇ **小・中学校の特別教室のエアコン設置にかかる設計を実施**

(小学校施設営繕事業) 6,149 千円

(中学校施設営繕事業) 6,851 千円

児童、生徒の学習環境の向上を図るため、小中学校の特別教室のエアコン設置に必要な設計を実施します。

- ・小学校特別教室エアコン設置工事実施設計業務委託
- ・中学校特別教室エアコン設置工事実施設計業務委託

◇ **苗木城跡周辺散策道整備にかかる設計を実施（観光施設管理事業） 7,900 千円**

令和 8 年に築城から 500 年を迎える苗木城跡の魅力を高め、さらなる誘客と周遊につなげるために、苗木城跡周辺散策道整備に向けた設計を行います。

- ・苗木城跡周辺散策道整備実施設計業務委託

2. 緊急対応が必要な事業

◇ **訴訟等への対応を弁護士に委任（社会福祉総務事業） 843 千円**

障害福祉サービス事業所に対する給付費返還請求にかかる裁判が終了したため、顧問弁護士に対して成果報酬等を支払います。

また、引き続き、相手側との交渉を弁護士に委任するために必要となる着し金を支払います。

- ・顧問弁護士委託料

◇ **訴訟への対応を弁護士に委任（消防本部事務事業） 1,758 千円**

中津川市消防救急デジタル無線整備工事にかかる損害賠償請求住民訴訟控訴事件について和解が成立したため、顧問弁護士に対して成果報酬を支払います。

また、令和 2 年度分の消防団出動手当過払金返還請求にかかる裁判が終了したため、顧問弁護士に対して成果報酬を支払います。

- ・顧問弁護士委託料

◇ **奨学資金貸付金予算を増額（育英事業） 2,720 千円**

例年よりも多くの申請があり、貸与の基準を満たす選奨生が当初の見込みより増加するため、増額補正します。

- ・奨学資金貸付金
- ・目的

進学意欲と能力を有しながら経済的理由による修学困難な方を支援する。

- ・貸与額

高等学校、高等専門学校、専修学校（高等課程） 年額 36 万円以内

大学、短大、専門職大学、専門職短期大学、専修学校（専門課程） 年額 60 万円以内

- ・新規貸与見込み件数 58 件

◇ **浄化管理センターの脱水機を修繕【下水道事業会計】（公共処理場費） 13,244 千円**

中津川浄化管理センターの脱水機が経年劣化により故障したため修繕します。

- ・脱水機修繕工事

■債務負担行為の補正

< 追加 >

- ① **【下水道事業会計】公共処理場費** …………… 限度額 19,866 千円
中津川浄化管理センターの脱水機修繕を 2 か年度にわたって実施するため、債務負担行為を設定します。
- ・ 中津川浄化管理センター脱水機修繕工事
 - ・ 期間 R7 年度

■ 補正予算の規模（会計別）

令和6年度 中津川市歳入歳出予算総括表【6月補正(追加)】

(単位:千円)

会 計 別		補正前の額	補正額	計
一 般 会 計		46,271,127	67,787	46,338,914
企業 会計	下 水 道 事 業 会 計	5,721,958	13,244	5,735,202
	計	5,721,958	13,244	5,735,202
補正されなかった会計にかかる額		35,142,189		35,142,189
合 計		87,135,274	81,031	87,216,305

■ 一般会計総括表

令和6年度一般会計予算総括表【6月補正(追加)】

(単位:千円)

歳 入				歳 出			
款	補正前の額	補正額	計	款	補正前の額	補正額	計
20 繰 越 金	461,383	92,756	554,139	03 民 生 費	13,374,979	21,003	13,395,982
21 諸 収 入	1,475,289	△24,969	1,450,320	07 商 工 費	1,171,669	7,900	1,179,569
				09 消 防 費	1,715,984	1,758	1,717,742
				10 教 育 費	5,241,914	37,126	5,279,040
補正されなかった款にかかる額	44,334,455		44,334,455	補正されなかった款にかかる額	24,766,581		24,766,581
計	46,271,127	67,787	46,338,914	計	46,271,127	67,787	46,338,914

■ 一般会計の補正概要（歳入）

款	金額(千円)	内 容
繰越金	92,756	(財源調整)
諸収入	△24,969	・学校給食費実費徴収金 △2,469 千円 ・保育園副食費実費徴収金 △31,500 千円 ・消防本部 9,000 千円

■ 一般会計の補正概要（歳出）

款	金額(千円)	内 容
民生費	21,003	・社会福祉総務事業 843 千円 ・法人保育所事業 20,160 千円
商工費	7,900	・観光施設管理事業 7,900 千円
消防費	1,758	・消防本部事務事業 1,758 千円
教育費	37,126	・育英事業 2,720 千円 ・小学校施設営繕事業 6,149 千円 ・中学校施設営繕事業 6,851 千円 ・私立幼稚園助成事業 21,312 千円 ・学校給食管理事業 94 千円

■ 企業会計の補正概要

会計	金額(千円)	内 容
下水道事業会計	13,244	・公共処理場費 13,244 千円